

「弘前市飲食店休業等協力金」 Q & A

(令和2年10月22日現在)

■ 項目一覧

- ①【支給額について】
- ②【期間等について】
- ③【交付対象者について】
- ④【交付対象となる店舗について】
- ⑤【営業形態について】
- ⑥【申請手続きについて】

①【支給額について】

Q 1 : 協力金の額はいくらですか？

A 1 : 市内で飲食店を営業する事業者が、市の協力依頼に応じて休業した場合や、感染拡大防止対策をした上で営業時間の短縮等を実施した場合に、1店舗につき、20万円を交付します。

Q 2 : 市内に飲食店を3店舗持っているのですが、その場合でも支給額は20万円ですか？

A 2 : 市内に所在する店舗の数に応じて支給額が決定するため、対象店舗が3店舗の場合は、支給額は60万円となります。

②【期間等について】

Q 3 : 市からの協力依頼の期間は？

A 3 : 10月20日(火)0時から10月31日(土)24時までの期間です。

Q 4 : 協力金の対象となる期間は？

A 4 : 10月22日(木)0時から10月31日(土)24時までの期間です。

Q 5 : まだ開店して間もないのですが、今回の協力金の支給対象となりますか？

A 5 : 10月21日(水)以前から開業しており、営業の実態が確認できる場合は、対象となります。

Q 6 : 飲食店ですが、週に3回程度しか営業していません。それでも協力金の対象となりますか？

A 6 : 感染拡大防止に協力していただいているので、協力金の支給対象となります。

③ **【交付対象者について】**

Q 7 : 協力金を受け取れるのは誰ですか？

A 7 : 対象となる飲食店舗を運営する事業者です。

Q 8 : 弘前市内に店舗がありますが、本社は市外です。協力金の交付対象になりますか。

A 8 : 市内に対象となる店舗があれば、協力金の交付対象となります。

Q 9 : フランチャイズ経営を行っているオーナーは対象になりますか。

A 9 : 経営している店舗が飲食店であれば、交付対象となります。

Q10 : 社団法人や財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）等は協力金の対象となりますか？

A10 : なります。

Q11 : 同一人物が複数の法人の代表取締役ですが、協力金は法人毎に申請できますか。

A11 : それぞれ要件に該当すれば、法人毎に協力金の申請ができます。

Q12 : 10月25日で廃業しました。協力金を申請できますか。

A12 : 協力金の対象期間中に廃業した場合は申請できません。

④ **【交付対象となる店舗について】**

Q13 : ホテルを休業した場合は、協力金の交付対象となりますか？

A13 : 宴会場部分において交付の条件を満たした場合は交付対象となります。

⑤ **【営業形態について】**

Q14 : 市内で10店舗展開しており、全て飲食店です。例えばそのうち、4店舗だけ休業し、残り6店舗で通常営業を行った場合でも、協力金の対象となりますか？

A14 : 交付の条件を満たした4店舗分が対象となります。

Q15 : 店内飲食とテイクアウトを行っていますが、どうすれば協力金の対象となりますか？

A15 : 店内飲食について交付の条件を満たしていれば対象となります。

Q16 : 店舗内での飲食の提供を休業していますが、従業員のみで店舗内で作業している場合は協力金の対象となりますか？

A16 : なります。

Q17 : コンビニエンスストア等のように飲食業と小売業が混在しているなど、複数の要素を持っている場合、どうすれば交付対象になりますか？

A17 : 飲食部分とそれ以外の部分を明確に区分できる場合には、飲食部分において交付の条件を満たせば対象になります。なお、明確に区分できない店舗の場合は、店舗全体において交付の条件を満たせば対象になります。

Q18 : 飲食店が店内飲食を休止し、テイクアウトサービスに切り替えて営業を継続した場合は、対象となりますか？

A18 : なります。夜8時以降に切り替えて営業を継続した場合も対象となります。

Q19 : キッチンカーでテイクアウトの飲食業を行っていますが協力金の対象となりますか。

A19 : テイクアウトサービスについては、対象となりません。

Q20 : 和菓子店内に設けている喫茶コーナーを休業する場合は対象になりますか？

A20 : 喫茶コーナーを飲食業の許可を得て実施している場合は対象となります。

Q21 : 飲食店を併設したホテルが宿泊店舗のみ営業し、飲食店の営業を休止した場合、協力金の交付対象となりますか？

A21 : なります。

Q22 : 店舗兼自宅の場合は対象になりますか？

A22 : なります。

⑥ 【申請手続きについて】

Q23 : 休業等の状況が確認できる書類として、どんな資料を提出すればいいですか？

A23 : 10月31日（土）まで実施していたことが確認できる張り紙を貼った店舗の写真、又はホームページの写し等をご準備ください。

Q24 : 今回の協力金と他の給付金等の両方に申請することはできますか？

A24 : それぞれの交付条件に該当すれば、両方に申請することができます。

Q25 : 昼11時から夜9時まで食堂を営業していますが、営業時間をどのように短縮すれば対象になりますか？

A25 : 営業を自粛する夜8時から9時の間を含んだ、合計2時間以上短縮をすれば対象になります。